二　規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合			四万千二百円
		規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合		四万六百円
		その他の場合		六万千五百円
	規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類及び同条第二項各号に掲げる方法のいずれかのみに係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合			四万六百円
	その他の場合			六万千五百円
三　規則第二百三十六条の四十第一項第二号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法以外の方法	そ　規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の他の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	六万九百円
			その他の場合	八万千八百円
	規則第二百三十六条の四十第一項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）			四万二百円
	規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）			四万二百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法			二万四百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法以外の方法			六万円